

「つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会」設置要項

(目的)

第1条 この連絡会は、つくば市における遺伝子組換え作物の栽培に伴う、市民の不安や混乱を未然に防ぐため、情報の共有化及び相互理解の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会（以下「連絡会」という。）称する。

(事業)

第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 栽培状況及び新たな栽培計画における協議
- (2) 情報交換会の開催
- (3) その他必要な事項

(委員)

第4条 連絡会の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、2年とする。

(座長)

第5条 連絡会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、連絡会を代表し会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、経済部農業課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成19年 2月15日から施行する。